

中山間地域維持型一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊田市内の中山間地域（旭地区、足助地区、稲武地区、小原地区、下山地区及び藤岡地区をいう。以下同じ。）における社会資本の継続的な維持及び災害時の速やかな応急復旧に必要な建設業の維持を図るため、入札参加者の地域を限定して試行的に実施する事後審査型一般競争入札（以下「中山間地域維持型一般競争入札」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 中山間地域維持型一般競争入札は、中山間地域の社会資本の整備又は維持に必要な工事で、地域事情に精通した建設業者が当該地域において実施することが適当なものに適用する。

2 対象となる工種、設計金額及び工事内容は、別表第1に定めるとおりとする。

(参加資格要件)

第3条 地域要件及び豊田市総合点は、別表第2に定めるとおりとする。

(落札方式)

第4条 落札方式は総合評価方式とし、その型式は特別簡易型とする。

2 前項の場合における豊田市建設工事総合評価方式実施要綱の適用については、同要綱第11条第2号ウ中「40点から65点まで」とあるのは「38点」と読み替えるものとする。

(不調又は不成立の場合の対応)

第5条 入札結果が不調又は不成立の場合、再度の入札に当たり、原則として本要領の地域要件は適用しないものとする。

(競売入札妨害又は談合による入札参加停止期間の特例)

第6条 この要領を適用する工事が豊田市入札参加停止等要綱別表第16項に定める措置要件に該当する場合、入札参加停止の期間は、逮捕又は公訴を知った日から次に掲げる期間とする。

- (1) 代表役員等 8か月以上12か月以内
- (2) 一般役員等 6か月以上9か月以内
- (3) 使用人 4か月以上6か月以内

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項は、豊田市建設工事総合評価方式実施要綱、豊田

市建設工事総合評価方式における施工体制確認型試行要領及び豊田市事後審査型一般競争入札実施要領その他の一般競争入札に関する規程によるものとし、これらによりがたい場合は、必要に応じ別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

対象工事

工 種	次のいずれかに該当するもの (1) 土木一式工事（道路・河川・用排水路修繕工事、道路・河川・用排水路改良工事、道路・河川・用排水路新設工事、災害対策工事、災害復旧工事、災害用便槽設置工事等に限る。） (2) とび・土工・コンクリート工事 (3) 舗装工事
設計金額	6千万円未満のもの

別表第2（第3条関係）

参加資格要件

地域要件	豊田市内の旭地区、足助地区、稲武地区、小原地区、下山地区、藤岡地区のいずれかの地区に主たる営業所を有する者
豊田市総合点	問わない